

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者等を対象とした制度で、都道府県ごとに設置される後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が保険者となり、区市町村と連携し事務を分担しながら運営を行う。 区は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、宛名管理システム、収納消込システム、OCR日計システム、口座管理システム、滞納管理システム、発送管理システム、税料共通システム、返戻管理システム、総合証明システム、共通システム、データ連携システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバ・プラットフォーム、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表の85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (命令における情報照会の根拠) 第117項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部国保年金課高齢者医療係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーが記載された届書等は、情報セキュリティ実施手順書に則り、鍵付き書庫に厳重に保管・管理している。また、マイナンバーが記載された届書等を郵送するときは、事務担当者複数人の作業、ダブルチェックを経て封入・封緘・発送している。以上より人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月1日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和元年7月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和元年7月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	表紙 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成しています。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。	—	事前	変更日と同日、運用開始のため
令和4年3月18日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和2年10月1日 時点	令和3年9月30日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和2年10月1日 時点	令和3年9月30日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	I 1. ③システムの名称	後期高齢者医療システム、宛名管理システム、収納消込システム、OCR日計システム、口座管理システム、滞納管理システム、発送管理システム、税料共通システム、返戻管理システム、総合証明システム、共通システム、データ連携システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、住民基本台帳ネットワークシステム	後期高齢者医療システム、宛名管理システム、収納消込システム、OCR日計システム、口座管理システム、滞納管理システム、発送管理システム、税料共通システム、返戻管理システム、総合証明システム、共通システム、データ連携システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム	事前	
令和5年3月31日	I 4. ①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	
令和5年3月31日	I 4. ②法令上の根拠	—	番号法第19条第8号及び別表第2（別表第2における情報照会の根拠）第82項	事前	
令和5年3月31日	I 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	
令和6年2月28日	I 1. ③システムの名称	中間サーバコネクタ	共通基盤システム	事後	機器更改のため
令和6年4月9日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和3年9月30日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	自己点検
令和6年4月9日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和3年9月30日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法 第9条第1項 別表第1の59の項	番号法 第9条第1項 別表の85の項	事後	番号法改正に伴う修正
令和7年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 第82項	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (命令における情報照会の根拠) 第117項	事後	番号法改正に伴う修正
令和7年2月6日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和6年3月31日 時点	令和7年2月6日 時点	事後	自己点検
令和7年2月6日	II 2. 取扱者数	令和6年3月31日 時点	令和7年2月6日 時点	事後	自己点検
令和7年2月6日	IV8. 人手を介在させる作業		十分である、判断の根拠新規記載	事後	自己点検
令和7年2月6日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8、十分である、判断の根拠新規記載	事後	自己点検
令和8年2月19日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和7年2月6日 時点	令和8年2月19日 時点	事後	自己点検
令和8年2月19日	II 2. 取扱者数	令和7年2月6日 時点	令和8年2月19日 時点	事後	自己点検